

令和 7 年 7 月 15 日

長崎市 ご提案にあたっての留意事項

※ご提案にあたっては、以下の事項につきご了承いただいたものとみなしますので、ご提案者の責任のもと、必ずご確認ください。

- 1 ご提案は、ご提案者から本市への契約の申込みとして扱うものではなく、かつ、対話の開始が契約の合意となるものでないため、本市はご提案への対応やその実現を必ずお約束するものではなく、これらに対して法的義務を負いません。
- 2 ご提案者（ご提案に関係する者を含む。）又はご提案内容について、以下のいずれかに該当する場合は、ご提案の受付や実現に向けた調整を行うことはできません。
 - (1)法令及び公序良俗に反する場合
 - (2)政治的、宗教的な立場から特定の主義主張に立脚している等、行政の中立性を損なうおそれがあると判断される場合
 - (3)長崎市暴力団排除条例(平成 24 年 12 月 20 日条例第 59 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号に定められた者に該当する場合
 - (4)事業遂行能力が認められない場合
 - (5)ご提案内容の把握等に関し、ご提案者の協力が得られない場合
 - (6)単に事業者や商品の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものの場合
 - (7)単に活動資金に関する支援を目的とするものの場合
 - (8)個人（個人事業主を除く）による提案の場合
 - (9)長崎市の施策や規程等の趣旨に反するご提案や、公共性・公平性に問題があるご提案、その他連携を図ることが適当でないと判断される場合
- 3 ご提案の成立・不成立に関わらず、本市は、相談・ご提案、対話、調整にかかる一切の費用（企画や打ち合わせ等に要する人件費、交通費、資料作成費等一切の費用、生じた損害等）の補てんや賠償はしません。
- 4 ご提案に関する市役所の関係部局や庁外の関係機関との調整には、時間がかかることがあります。
- 5 対話の結果又は法令及び本市の契約上のルール等により、改めてご提案に関して公募等の手続きが必要になる場合、その際に本市がご提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成することを可能とします。ただし、ご提案者独自の権利やノウハウ等、公表によってご提案者に不都合が生じる情報について、ご提案者から利用を希望しない旨を本市に明示されたものは、その利用について協議・調整します。

- 6 市の財政負担がある提案の実施に関しては、関係法令等に基づき、改めて、公募等（企画提案競争（プロポーザル）、競争入札等）を実施します。また、公募等にあたって、提案者に対するインセンティブはありません。
- 7 市の財政負担がない提案の実施に関しては、他の事業者の参入余地を踏まえ、実施主体の決定に公募が必要になることがあります。
- 8 ご提案後の対話及びご提案の実現後の実施により、一般には公開されていない秘密情報が生じた場合や個人情報の取り扱いがある場合、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱います。
- 9 ご提案者において生じた、秘密情報や個人情報の取り扱いに関するトラブルは、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、本市は一切の責任を負いません。
- 10 ご提案は、長崎市のホームページ等に、以下の(1)・(2)を公表する場合があります。
 - (1)ご提案時：ご提案のタイトルの公表
 - (2)ご提案の実現後：ご提案者、具体的な内容等
- 11 ご提案は、ご提案者の了解に基づき、実現に向けて調整するに当たり、必要な範囲で、調整に必要な関係機関に対し、情報を公開・提供します。
- 12 ご提案に関し、職員が職務上作成し、又は取得した文書等は、長崎市情報公開条例に基づき情報公開の対象となっていることから、公開の求めがあった場合、提案者独自の権利やノウハウ等の公表により提案者の正当な利益を害する恐れがある情報以外は、公開の対象となります。